

令和6年度 第1回

香美市権利擁護連携協議会

日時 : 令和6年10月25日(金) 10:00

場所 : 香美市役所本庁舎3階会議室2

## 日 程

1 新委員紹介

2 議題

議題 1 会長、副会長の選任について

議題 2 香美市成年後見制度利用促進に係る中核機関の活動報告について

議題 3 成年後見市長申立ての状況について

議題 4 高齢者・障害者虐待通報・認定状況について

3 その他

4 副会長あいさつ

## 1 新委員紹介

## 2 議案

### 議案1 会長、副会長の選任について

職 名	氏 名
会 長	
副会長	

## 議案2 香美市成年後見制度利用促進に係る中核機関の活動報告について

### (1) 広報及び啓発

令和5年10月4日にプラザ八王子にて香美ゼミナール「成年後見制度の基礎知識と実践例～成功と課題から学ぶ～」を開催しました。市民の方30名、職員3名が受講しました。

### (2) 相談

相談件数：16件（うち高齢13件、障害1件、高齢・障害2件）

後見制度利用の適否又は市長申立てについての相談がほとんどの状況でした。相談理由は、「施設入所にあたり頼れる親族がおらず、保証人となる者がいない」又は「入院しているが支払い等の金銭管理を担う者がいない」といったものでした。

16件の相談のうち半数の8件（後見類型4件、保佐類型4件）を市長申立てすることとなりました。

保証人の有無により入所の可否を判断してはならないということが厚生労働省から通知（平成30年8月30日付け老高発0830第1号、老振発0830第2号）されていますが、①入所に係る契約、②死亡後の手続き、③医療機関への入院時の対応を主な理由に、保証人がいない場合の施設への入所にあたっては、成年後見制度を利用することが求められています。

医療機関からは、身寄りがなく支払いが滞ったケースで成年後見制度の利用を求められています。

### (3) 親族後見人の支援

親族後見人からの相談がなかったため、本件の活動実績はありません。

### (4) 市民後見人の養成、活動支援

本件の活動実績はありません。

### (5) 成年後見制度利用促進検討会

令和5年8月22日に地域の専門職6名を交えて開催しました。議題としては、①令和5年4月に設置しました香美市成年後見制度利用促進に係る中核機関のあり方や業務についての説明と②相談のあったケースの振り返り検討、③「香美市成年後見制度における市長による審判の請求に関する要綱（案）」及び「香美市成年後見制度利用支援事業助成金交付要綱（案）」の検討となっております。

②の振り返りでは、「任意後見制度の研修を実施してはどうか」や「緊急時の対応や死後の事務支援に特化して任意後見制度は利用できない」、「身元保証人として成年後見制度を利用することは見当違いである」といった意見が出されました。

③の両要綱については、検討会での意見を踏まえ、令和5年12月20日に制定し、令和6年1月1日から施行しています。

今後の議題としては、成年後見制度や日常生活自立支援事業では対応できない急な入院や施設入所、身上監護、死後の事務処理を対応するための仕組みづくりとそれを担っていく人材をどのように確保していくかといったことを検討していく予定です。

(6) 成年後見制度利用調整会議

開催回数：8回

ケース件数：11件

市長申立てが適当と判断した件数：8件

市長申立ての必要がないと判断したケースは、緊急性が認められないケース、本人の日常生活動作（ADL）が自立していたケースとなっています。

### 議案3 成年後見市長申立ての状況について

成年後見市長申立ての状況は、下表1のとおりで、高齢者については年度によって差が見られるものの平均6件程度の横ばいの状況となっています。障害者についての利用は、年間1件程度の状況が続いています。

国立社会保障・人口問題研究所の発表した資料を基に日本総研が試算した結果資料（Reserch Eye No2024-007）では、2020年から2050年までの独居高齢者数等の試算がなされており、身寄りのない高齢者が右肩上がりに増えることが見込まれています。本市においては未だ増加しておりませんが、今後、成年後見市長申立ての件数が増えていくのではないかと見込まれ、制度を支える社会的資源の不足が懸念されます。

表1 成年後見市長申立ての状況

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6(暫定)
高齢	7人	3人	9人	5人	6人	4人	4人
障害	1人	1人	0人	0人	1人	1人	0人

#### 議案4 高齢者・障害者虐待通報・認定状況について

高齢者・障害者虐待通報・認定状況の推移は、下表2-1、2-2のとおりで、高齢者については、引き続き養護者からの虐待に関する通告が多く、認定件数は年間1、2件で横ばいの状態が続いています。「そのほか」については、確認の結果「養護者」にあたらなかったものです。

障害者については、養護者からの虐待については減少傾向にあり、施設職員からの虐待が年間1件程度となっています。

表2-1 高齢者の通告件数と認定件数

区域	類型	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		通告	認定	通告	認定	通告	認定	通告	認定
香美市	養護者	8	2	5	0	5	2	7	1
	施設職員	0	0	0	0	0	0	1	0
	そのほか	5		4		5		3	
高知県	養護者	261	135	248	124	286	133	年末公表 見込み	
	施設職員	19	6	23	4	23	8		

表2-2 障害者の通告件数と認定件数

区内	類型	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		通告	認定	通告	認定	通告	認定	通告	認定
香美市	養護者	2	0	2	1	0	0	0	0
	施設職員	2	0	2	1	1	1	1	0
	使用者	0		0		1		0	
	そのほか	1		0		0		0	
高知県	養護者	20	5	29	16	34	17	年度末公表 見込み	
	施設職員	10	1	13	1	20	7		

令和5年度に通告のあった事案についての詳細は、別添資料1、2のとおり。

	所属	役職	氏名
1	高知地方法務局香美支局	支局長	日向直樹
2	高知公共職業安定所香美出張所	所長	岡本直久
3	高知県中央東福祉保健所	所長	谷脇淑代
4	高知県南国警察署 生活安全課	課長	濱崎法章
5	香美市消防署	署長	石川拓男
6	香美市役所 福祉事務所	所長	野邑裕永
7	香美市役所 高齢介護課	課長	中山繁美
8	同仁病院	院長	山下元司
9	香南香美老人ホーム組合 白寿荘	施設長	寺田義文
10	居宅介護支援事業所 いろは	介護支援専門員	田村美和子
11	かがみの育成園	園長	中山智博
12	香美市社会福祉協議会	会長	弘末俊郎
13	香美市民生委員児童委員協議会連合会	会長	山中博通
14	香美市障害者自立支援協議会	会長	秋友英稔
15	司法書士		宮下陽介

## ○香美市権利擁護連携協議会設置要綱

### (設置)

第1条 高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第16条、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第35条及び成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条第2項、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第17条の規定に基づき、養護者による高齢者又は障害者への虐待の防止、養護者による虐待を受けた高齢者又は障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援を適切に実施すること並びに高齢者又は障害者の成年後見制度の利用促進、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的、かつ、円滑に行うため香美市権利擁護連携協議会(以下「連携協議会」という。)を設置する。

### (事業内容)

第2条 連携協議会は、次に掲げる事項について検討、協議する。

- (1) 香美市成年後見制度の利用促進に係る中核機関の運営状況及び体制等
- (2) 高齢者及び障害者虐待の早期発見や未然防止対策等防止対策に係る具体的な施策
- (3) 高齢者及び障害者に係る虐待防止及び成年後見制度の利用促進並びに障害者差別解消に関する啓発活動
- (4) 高齢者及び障害者に係る虐待防止及び成年後見制度の利用促進並びに障害者差別解消全般についての情報交換
- (5) 高齢者及び障害者に係る虐待防止及び成年後見制度の利用促進並びに障害者差別解消に係る民間団体及び公的機関等の相互連携体制の整備
- (6) その他高齢者及び障害者に関する虐待防止及び成年後見制度の利用促進並びに障害者差別解消に関し必要な事項

### (構成)

第3条 連携協議会は、別表に掲げる団体、機関等(以下「関係機関」という。)の代表者等(以下「委員」という。)をもって構成する。

2 委員は、20名以内とする。

3 委員の任期は、2年以内とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合による補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 連携協議会に、会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

- 3 会長は、会務を総理し、連携協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代表する。

(会議)

第5条 連携協議会は、会長が召集し、会長がその議長となる。

- 2 連携協議会は、委員の過半数の出席をもって開催することができる。
- 3 会長が必要と認めるときは、連携協議会に委員以外の者を出席させ、又は委員以外の者に意見を聴くことができる。ただし、委員以外の者は議決権を有さないこととする。

(専門部会)

第6条 連携協議会に、社会基盤の整備を図るための地域課題の発見・把握及び地域づくり・資源開発を検討する専門部会を置く。

- 2 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員の互選により定める。
- 3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 4 部会長は、専門部会の会議を招集する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の委員以外の者を会議に出席させて、意見を求めることができる。
- 6 部会長は、全体会において専門部会の活動内容を報告する。

(個別ケース会議)

第7条 連携協議会に、個別事例の検討を行うための個別ケース会議を置く。

- 2 個別ケース会議は、高齢者又は障害者に係る虐待防止及び成年後見制度の利用促進並びに障害者差別解消に係る次に掲げる事項について検討する。
  - (1) 個別事案の状況把握及び問題点の確認
  - (2) 個別事案における援助内容及び援助方針の決定
  - (3) 個別事案における関係機関の役割分担の確認
  - (4) その他個別事案の解決に関し必要な事項
- 3 個別ケース会議は、高齢者にあつては高齢介護課長が、障害者にあつては福祉事務所長が召集し、事例に応じて召集する関係機関を選定する。

(個人情報の保護)

第8条 委員及び協議会の関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第9条 連携協議会の運営上必要な事務は、福祉事務所及び高齢介護課において処理する。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、連携協議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、令和2年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

高知地方法務局香美支局
高知公共職業安定所香美出張所
高知県中央東福祉保健所
高知県南国警察署
香美市消防署
福祉事務所
高齢介護課
香美郡医師会
介護保険施設
介護保険サービス事業所
福祉施設
香美市社会福祉協議会
民生児童委員協議会
香美市障害者自立支援協議会
識見を有する者（法律関係、困難ケースに詳しい者など）
その他市長が指定するもの

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。